

土地改良法改正の沿革

昭和 24 年制定

制定の理由

- (1) 耕作者中心の制度へ切替え
- (2) 制度の統一
- (3) 国県営事業の制度化
- (4) 農地集団化の制度化

昭和 28 年改正

改正の内容

- (1) 予備審査制度の廃止
- (2) 任命監事制度の廃止、員外役員の新設
- (3) 国県営事業の非申請制度の新設
- (4) 市町村営事業制度の新設

昭和 32 年改正

改正の内容

- (1) 土地改良事業の開始手続きの簡素化
- (2) 特定土地改良工事特別会計の設置
- (3) 土地改良事業団体連合会の法制化
- (4) 土地改良財産関係規定の整備

昭和 39 年改正

改正の内容

- (1) 目的の改正（農業基本法の制定に対応）
- (2) 土地改良事業の拡充（草地の造成改良）
- (3) 換地処分関係規定の整備
- (4) 土地改良長期計画の制度化
- (5) 施設管理の改善合理化（管理規定の制度化など）
- (6) 事業別土地改良区設立制度の改善

昭和 40 年改正

改正の内容

- (1) 国県営草地開発事業の制度化

昭和 47 年改正

改正の内容

- (1) 換地制度における非農用地の取扱いの改善
- (2) 土地改良事業の総合化
- (3) 農振計画に基づく基幹事業の実施方式の改善（市町村特別申請事業等）
- (4) 農業用排水施設等の利用関係の調整
- (5) 農地保有合理化法人に対する事業実施資格の付与等
- (6) 農地転用に伴う公共投資の回収

昭和 51 年改正

改正の内容

- (1) 特定土地改良工事特別会計の対象事業に農用地造成事業及びこれと併せて行う区画整理を追加

昭和 59 年改正

改正の内容

- (1) 市町村等協議制度への知事裁定制度の導入
- (2) 農業集落排水施設整備事業の実施手続きの法定化
- (3) 換地制度における非農用地の生み出し方法の改善（共同減歩の拡充、特別減歩制度の導入）
- (4) 事業実施手続の改善（施設更新事業に係る同意徴集手続の簡素化等）
- (5) 総代会の設置要件の緩和
- (6) 都道府県土地改良事業団体連合会の指導業務の明定

昭和 61 年改正

改正の内容

- (1) 全ての国営土地改良事業の特別会計での経理（国営土地改良事業特別会計への改組）
- (2) 借入金導入の弾力化（対象事業を全ての国営土地改良事業に拡大）

平成 3 年改正

改正の内容

- (1) 国営及び都道府県営土地改良事業における市町村の事業費負担の明確化
 - (2) 農用地の保有の合理化の促進等のための換地制度の改善（創設農用地換地、工事完了前換地処分制度の導入）
 - (3) 国又は都道府県が管理する土地改良施設の更新事業の実施手続の整備
 - (4) 土地改良区等の員外理事の定数枠の拡大
 - (5) 土地改良事業団体連合会の国県営事業に対する協力業務の明定
 - (6) 市町村特別申請事業の事業実施方式の改善
- （(1)及び(6)に関する改正規定は平成 4 年 4 月 1 日から、その他の改正規定は平成 3 年 11 月 1 日か

ら、それぞれ適用された。)

平成 5 年改正

改正の内容

- (1) 3 条資格者（1 人施行）による事業実施方式の導入

平成 11 年改正

改正の内容

- (1) 機関委任事務の廃止に伴う事務区分の明確化（自治事務と法定受託事務に区分）
- (2) 市町村営事業計画の認可の「同意を要する協議」への変更
- (3) 省令に規定している地方公共団体の事務の法律・政令への規定

平成 13 年改正

改正の内容

- (1) 環境との調和への配慮（事業実施に当たっての原則に位置付け）
- (2) 地域の同意を踏まえた事業計画策定のための手続（市町村協議、国営・都道府県営事業の計画概要に対する意見書提出）の整備
- (3) 市町村営事業に係る負担金徴収についての土地改良区ルートの創設
- (4) 土地改良施設の適時適切な更新のための手続の整備（土地改良区が国県営で行うべき旨を申請できる施設更新事業の対象として市町村管理施設を追加、土地改良区の特別議決による同意に基づき国県営事業として行うことができる施設更新事業の範囲の拡充）
- (5) 組合員以外の特受受益者に対する賦課の透明性の確保
- (6) 国営及び都道府県営事業の廃止手続及び費用負担の規定の整備
- (7) 創設農用地換地の取得者の拡充

平成 23 年改正

改正の内容

【地域主権一括法による改正】

- (1) 市町村営事業に係る都道府県知事への「同意を要する協議」の廃止

平成 25 年改正

改正の内容

【農地中間管理事業の推進に関する法律による改正】

- (1) 国営及び都道府県営事業の申請主体の農地中間管理機構を追加

平成 29 年改正

改正の内容

- (1) 農地中間管理機構が賃借権等を有する農用地を対象とする申請によらない都道府県営事業の創設
- (2) 農業用排水施設の耐震化事業の創設
- (3) 土地改良施設の突発事故被害復旧事業の創設
- (4) 除塩事業の土地改良への位置付け
- (5) 国営及び都道府県営事業の申請人数要件（15 人以上）の廃止
- (6) 施設更新事業における同意手続の簡素化
- (7) 土地の共有者等の取扱いの見直し

平成 30 年改正

改正の内容

- (1) 組合員の資格交替の円滑化等
- (2) 理事の資格要件の見直し
- (3) 利水調整のルール化
- (4) 土地改良施設の管理への参加
- (5) 総代会制度の見直し
- (6) 土地改良区連合の業務の拡充
- (7) 財務会計制度の見直し

令和 4 年改正

改正の内容

- (1) 急施の防災事業の拡充
- (2) 農地中間管理機構関連事業の拡充
- (3) 土地改良事業団体連合会の業務の見直し
- (4) 土地改良区の組織変更制度の創設

令和 7 年改正

改正の内容

- (1) 目的及び土地改良長期計画に係る規定の見直し
- (2) 農業者の申請によらず、国又は都道府県の発意により、基幹的な農業水利施設（頭首工、用水機場等）の更新のための土地改良事業を実施できる制度の創設
- (3) 土地改良区が、市町村その他の関係者と連携して、「連携管理保全計画」を作成し、土地改良施設及び末端施設の保全を行う仕組みの創設
- (4) 急施の防災事業について、老朽化等による施設の損壊の予防の事業の追加、代替農業用排水施設の新設に係る規定の追加
- (5) 急施の復旧事業について、再度災害の防止のための事業、突発事故被害と類似の被害を防止するための事業の追加

- (6) 農地中間管理機構関連事業の拡充
- (7) 情報通信環境整備事業の創設
- (8) 土地改良区の体制及び運営並びに土地改良事業の適正な実施に関する措置